

第六章

ガラス類・陶磁器類の 分別収集・リサイクルの実施条件

第六章 ガラス類・陶磁器類の分別収集・リサイクルの実施条件

6-1 はじめに

この章では、ガラス類・陶磁器類の分別収集・リサイクルの実施条件について、伊勢市へのヒアリング、リサイクル業者へのヒアリング及びアンケートの結果をまとめる。

6-2 目的

ガラス類・陶磁器類の分別収集・リサイクルを現在未実施の市町村で行うためには、どのような条件が必要であるかを「費用」「回収量」などの面から明らかにすることである。

6-3 アンケート調査の流れ

6-3-1 調査対象の選定

伊勢市が委託しているリサイクル業者へのヒアリングの結果、廃ガラスを用いたリサイクル製品は単体でもエコマーク認定の製品であることがわかった。

そこで、「財団法人日本環境協会 エコマーク事務局」のホームページにて、エコマーク認定商品情報を「廃ガラス」と「陶磁器」というキーワードで検索して得られた個別商品リストに記載されていた会社を調査対象とする。

「廃ガラス」というキーワードで得られた商品数は28点、会社数は19社であった。また「陶磁器」というキーワードで得られた商品数は36件、会社数は16件であった。このうち、重複している会社を統合して総計すると32件である。

6-3-2 調査方法

伊勢市へのヒアリング、伊勢市が委託しているリサイクル業者へのヒアリングを実施。

エコマーク認定商品情報にて得られた企業にアンケート調査票を郵送(16件)またはメール(16件)にて送付。

アンケート調査票の回収。

アンケートの集計。

6-3-3 アンケート内容

伊勢市が委託しているリサイクル業者へのヒアリングを基に、アンケート票を作成し、実施した。表6-1にアンケート票の質問内容を要約した表を示す(詳細は付録参照)。アンケート票は、大きく3つの設問からなっている。

1 つ目の設問では、現在の業者の事業内容と現在は実施していないが、実施可能な事業内容を把握するための質問をした。

2 つ目の設問では、現在の実施実態を把握するために、回収量や資源化量、費用について質問した。なお、この設問は、「設問1 事業全般について」の「問1 現在の事業内容について」

において、次の4つのうちのいずれかを選択したされた方のみの回答とする。

- ・市町村から廃ガラスを回収
- ・市町村から陶磁器を回収
- ・市町村から回収された廃ガラスを再資源化
- ・市町村から回収された陶磁器を再資源化

3つ目の設問では、実施条件を把握するために、費用、距離（時間）、回収量などについて質問した。この設問を実施した意義は、次の2点である。一つ目は、受入可能な市町村を把握するためである。二つ目は、現在は市町村からの受入を実施していないが、実施可能である業者は、どのような条件ならば可能かを把握するためである。なお、この設問には、設問2を回答された方、および「設問1 事業全般について」の「問2 実施可能な事業内容について」において、次の4つのうちのいずれかを選択したされた方のみの回答とする。

- ・市町村から廃ガラスを回収
- ・市町村から陶磁器を回収
- ・市町村から回収された廃ガラスを再資源化
- ・市町村から回収された陶磁器を再資源化

なお、本アンケートにおいて、「市町村」とは一部事務組合等を含む。

表 6-1 アンケート票の質問内容

| 質問内容 | | 回答方法 | | 回答数 |
|-----------------|---------------|------|------|--------|
| 事業全般について | | | | |
| 1 | 現在の事業内容 | 選択式 | 複数回答 | n = 12 |
| 2 | 実施可能な事業内容 | 選択式 | 複数回答 | n = 13 |
| 実施実態について | | | | |
| 3 | 平成 19 年度の回収量 | 記述式 | — | n = 3 |
| 4 | 平成 19 年度の資源化量 | 記述式 | — | n = 3 |
| 5 | 受託（引取）費用 | 記述式 | — | n = 3 |
| 6 | 持込費用 | 記述式 | — | n = 3 |
| 実施条件について | | | | |
| 7 | 引取費用 | 記述式 | — | n = 4 |
| 8 | 持込費用 | 記述式 | — | n = 4 |
| 9 | 引取りに行ける距離（時間） | 記述式 | — | n = 3 |
| 10 | 1 市町村ごとの回収見込量 | 記述式 | — | n = 3 |
| 11 | 全体の回収見込量 | 記述式 | — | n = 3 |
| 12 | 受入可能量 | 記述式 | — | n = 4 |

6-3-4 調査時期

2008 年 10 月 31 日～2008 年 11 月 20 日。

6-3-5 返信状況

32 社中 13 社から返信があった。これは、全体の約 40%である。ただし、エコマーク認定情報に記載されている業者以外の会社が 2 社含まれる。これは、アンケート送付先の会社の方が本研究内容により適切な回答が可能な業者を紹介して下さったためである。

6-4 アンケート結果及び考察

6-4-1 基本情報

アンケートに協力して下さった 13 社の所在地（地方）を表 6-2 に示す。

表 6-2 業者の所在地

| 社名（匿名） | 所在地（地方） | 回収 or 再資源化 or 再商品化 | |
|--------|---------|--------------------|-----|
| | | 廃ガラス | 陶磁器 |
| A | 東海 | | |
| B | 関東 | | |
| C | 近畿 | | |
| D | 東海 | | |
| E | 東海 | | |
| F | 東海 | | |
| G | 四国 | | |
| H | 関東 | | |
| I | 九州 | | |
| J | 九州 | | |
| K | 関東 | | |
| L | 東海 | | |
| M | 東海 | | |

6-4-2 事業全般について

6-4-2-1 現在の事業活動について

現在の事業内容を選択式（複数回答可）で答えてもらった結果を表 6-3 及び図 6-1 に示す。

まず、市町村から廃ガラスの回収を行っている業者は 3 件、市町村から陶磁器の回収を行っている業者は 2 件であった。また、市町村から回収された廃ガラスを再資源化している業者は 3 件、市町村から回収された陶磁器を再資源化している業者は 2 件であった。共にこのうち回収はせずに再資源化をしている業者は 0 件であった。さらに、市町村以外からの回答を見ても、回収をせずに再資源化している業者は 2 社に留まっている。このことから、回収と再資源化はセットで行われることが多いことがわかった。

ところで、表 6-3 より、C 社、J 社では、市町村からの回収から再資源化、再商品化まで一括して行っていることがわかる。これは、業者間の移動がなく効率面、環境面で負荷を低減できると推測できる。

次に、市町村から回収を行っていても市町村以外からの回収は行っていない場合、あるいは

その逆の場合もあることがわかる。

最後に、その他の記述から各々の業者で様々な環境への取り組みを行っていることがわかる。

なお、再資源化とは、回収したものを破碎して粒やパウダーにした状態のことで、商品に使用する材料を作成すること、一方、再商品化とは、再資源化されたもの（破碎されたもの）を使用して製品化することである。

表 6-3 現在の事業内容

| 企業名 | 市町村から | | | | | | | | | 市町村以外から | | | | | | | | |
|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|---------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|
| | 回収 | | | 再資源化 | | | 再商品化 | | | 回収 | | | 再資源化 | | | 再商品化 | | |
| | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 |
| A | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| B | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | |
| C | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | |
| D | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| E | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| F | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| G | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| H | | | | 1 | | | 1 | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 |
| I | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | |
| J | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| K | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| L | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| M | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 4 | 3 | 2 | 5 | 3 | 3 | 5 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 6 |

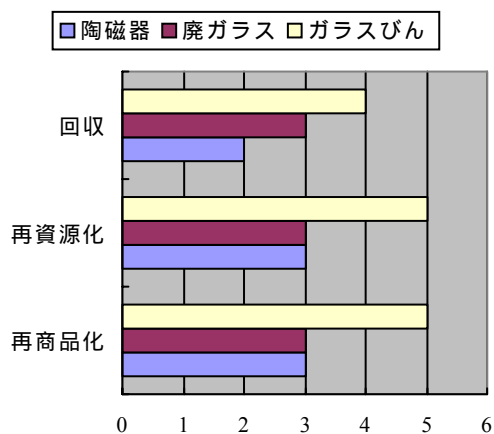


図 6-1 現在の事業内容 (市町村から)

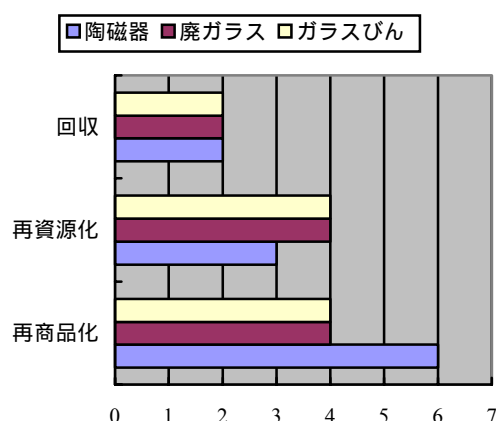


図 6-2 現在の事業内容 (市町村以外から)

* その他の記述内容（それぞれ別の業者の記述）

- ・自ら発生源（自治体・学校）に出向いて、回収資源物の現状を把握し、現在は協定書を取り交わし後、有価回収を行っている。今後にあっては、広域認定制度を調査し、条件が整えば、広域認定制度で認定される事業所を目指す。
- ・ 未利用廃ガラス、及び廃無機物類（陶磁器類他）の再資源化・再製品化に関する各種業務の受託（例：簡易溶出試験、エッジレス砂化破碎試験、破碎品を骨材として使用したコンクリート製品の強度試験、及び流通用製品化への各種提案と試作、及び流通販路開拓等々）。
排出事業者（市町村関係・民間排出企業）、住民向けのリサイクル啓蒙活動。
再資源化プログラムの決定及び実行に関しての排出事業者との共同作業。
- ・コンクリート製品（プレス製形）の製造。これに含まれるリサイクル製品としては、製鉄所等から排出される「高炉スラグ」や自社から出る「粉碎コンクリートくず」等がある。
- ・タイヤのリサイクルゴムの再商品化。
- ・当初、容器包装リサイクル法に基づくびん以外の他用途開発を目的に設立され、市町村のその他ガラスびんを容リ協会と契約して回収・再商品化していた。しかし、経済的な理由で市町村からの回収を止め、現在はその部分は外注して、商品化及び販売に専念している。資源循環型社会構築には、回収された後の出口、利用の拡大が重要である。
- ・ガラス瓶と廃ガラスを回収・再資源化し、多孔質軽量発泡資材「スーパーソル」を製造している。また、スーパーソル製造プラントの販売も行っており、地域のゴミは地域で処理することを目的に事業を行っている。
また、スーパーソルは土木・緑化・農業・水質浄化などの用途に使用することが出来、付加価値の高い商品へと生まれ変えることが出来る。
- ・現在、広域認定制度を利用し、ビル新築現場などで、使用されずに余ったタイル端材を回収し、再度タイル原料に戻す取り組みを実施している。

6-4-2-2 現在は実施していないが、実施可能な事業活動について

現在は実施していないが、申し入れがあれば実施可能な事業内容を選択式（複数回答可）で答えてもらった結果を表 6-4 に示す。

これは、ほとんどの業者（13 社中 11 社）が実施可能な事業はないという回答であった。こ

れより、再資源化あるいは再商品化できる技術があれば回収元が市町村か市町村以外であるかに関係なく同じ事業は実施できるというわけではないと推測できる。例えば、市町村以外から廃ガラスを回収・再資源化しているからといって、市町村からも廃ガラスを回収・再資源化できるというわけではないと考えられる。

残りの2社のうち、C社は市町村以外からのガラスびん及び廃ガラスの回収が実施可能であることがわかった。また、G社は市町村以外から回収された陶磁器の再商品化が実施可能であるとわかった。

表 6-4 現在は実施していないが実施可能な事業内容

| 企業名 | 市町村 | | | | | | | | | 市町村以外 | | | | | | | | | なし |
|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|----|
| | 回収 | | | 再資源化 | | | 再商品化 | | | 回収 | | | 再資源化 | | | 再商品化 | | | |
| | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | ガラスびん | 廃ガラス | 陶磁器 | |
| A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| B | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| C | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | |
| D | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| E | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| F | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| G | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| I | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| J | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| K | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| L | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| M | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 11 |

6-4-3 実施実態について

この設問では、「6-3-3 アンケート内容」で示したように、現在、市町村から廃ガラスまたは陶磁器を回収あるいは再資源化している業者にのみ回答してもらった。

したがって、この設問の有効回答数は、C社、I社、J社、M社の4社だけである。ただし、A社、B社も回答してくださったので、その内容も合わせて示す。

6-4-3-1 2007年度の回収量・資源化量

2007年度の廃ガラスの回収量については、市町村から廃ガラスの回収を行っている業者C社、I社、J社のうち、C社が答えてくださり、その量は10tであった。一方、市町村以外から回収を行っている業者B社の回収量は3,000tであった。

2007年度の陶磁器の回収量については、市町村から陶磁器の回収を行っている業者C社、J

社，M社が答えてくださった。C社は10t，J社は0t，M社は160～170tであった。その結果を図6-3に示す。

また，2007年度の回収量のうち，資源化した量を記述式で答えてもらった。その結果，どの業者も全量資源化（100%）していることがわかった。ここから，回収された廃ガラス・陶磁器を資源化する際，資源化できずに廃棄されることはないと考えられる。

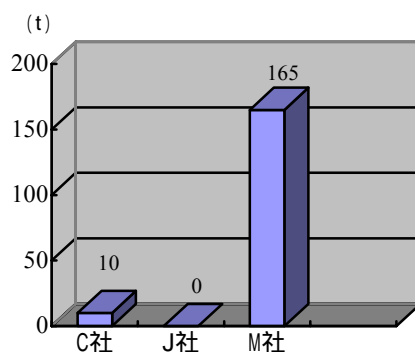


図 6-3 2007 年度の陶磁器の回収量

6-4-3-2 引取費用の実態

廃ガラス・陶磁器の引取費用は運賃と処理費に分けて，1tにつきそれぞれ何円かかるかを記述式で答えてもらった。

廃ガラスの引取費用については，市町村から廃ガラスの回収・再資源化を行っている業者C社，I社，J社が，陶磁器の引取費用については，市町村から陶磁器の回収・再資源化を行っている業者C社，J社が答えてくださった。

C社では，廃ガラス・陶磁器共に運賃は実費であった。処理費は，廃ガラスは年間発生量，契約可能期間及び異物混入等による。陶磁器は年間発生量，契約可能期間及び異物混入等により，かつ，排出市町村の利用受け皿の有無によるものであった。

I社では，廃ガラスの処理費は11,000円/tであった。引取費用の運賃については非公開であった。

J社では，廃ガラス・陶磁器共に運賃は2,000円/t，処理費は10,500円/tであった。

この結果と伊勢市が委託しているリサイクル業者Xの引取費用が運賃5,000円/t+処理費8,000円/t=13,000円/t（「5-4-8-3 受入費用と引取費用」より）であることから，引取費用は約10,000円/t～20,000円/tと考えられる。

6-4-3-3 持込費用の実態

廃ガラス・陶磁器を市町村が業者の元へ持ち込む場合の受託費用をそれぞれ記述式で答えてもらった。

廃ガラスの持込費用については、市町村から廃ガラスの回収・再資源化を行っている業者 C 社、J 社が、陶磁器の持込費用については、市町村から陶磁器の回収・再資源化を行っている業者 C 社、J 社、M 社が答えてくださった。

C 社では、廃ガラス・陶磁器共に C 社受入条件に合致し、異物混入が無い場合で 9,600 円であった。ただし、陶磁器の場合はさらに排出市町村が自ら利用する場合という条件が付いている。

J 社では、廃ガラス・陶磁器共に 11,000 円であった。

M 社では、陶磁器の費用は 20,000 円であった。

引取費用、持込費用の結果をまとめたものを表 6-5 に示す。なお、で塗りつぶした部分は実施していない事業であり、－は無記入を表す。

表 6-5 引取費用・持込費用

| | | C 社 | | I 社 | J 社 | M 社 |
|------|------|--|---|------------|------------|------------|
| 引取費用 | 廃ガラス | 運賃 | 実費 | — | 2,000 円/t | |
| | | 処理費 | 年間発生量、契約可能期間及び異物混入等による | 11,000 円/t | 10,500 円/t | |
| | 合計 | — | | — | 12,500 円/t | |
| | 陶磁器 | 運賃 | 実費 | | 2,000 円/t | |
| | | 処理費 | 年間発生量、契約可能期間及び異物混入等による + 排出市町村の利用受け皿の有無 | | 10,500 円/t | |
| | 合計 | — | | | 12,500 円/t | |
| 持込費用 | 廃ガラス | 9,600 円 (C 社受入条件に合致し、異物混入が無い場合) | | — | 11,000 円/t | |
| | 陶磁器 | 9,600 円 (C 社受入条件に合致し、異物混入が無い場合、及び排出市町村が自ら利用する場合) | | | 11,000 円/t | 20,000 円/t |

6-4-4 実施条件について

この設問では、「6-3-3 アンケート内容」で示したように、「6-3-6-2 実施実態について」を回答された方、および、今後市町村から廃ガラスまたは陶磁器を回収あるいは再資源化が可能な業者にのみ回答してもらった。

今後市町村から廃ガラスまたは陶磁器を回収あるいは再資源化が可能な業者はなかったもので、この設問の有効回答数は、「6-3-6-2 実施実態について」と同様、C 社、I 社、J 社、M 社の 4 社だけである。ただし、伊勢市が委託しているリサイクル業者 X の回答も記載する。

6-4-4-1 引取費用の条件

廃ガラス・陶磁器の引取費用が 1t につきそれぞれ何円なら受託可能かを運賃と処理費に分けて記述式で答えてもらった。

C社では、廃ガラス・陶磁器共に運賃は実費であり、処理費は9,600円である。ただし、実施実態と同様、廃ガラス・陶磁器共に、C社受入条件に合致し、異物混入が無い場合であり、陶磁器の場合はさらに排出市町村が自ら利用する場合という条件である。

I社では、廃ガラスの運賃は非公開で、処理費は11,000円である。

J社では、廃ガラス・陶磁器共に運賃は非公開で、処理費は10,000円～である。

M社では、陶磁器の処理費は20,000円である。

X社では、廃ガラス・陶磁器共に運賃は1tにつき3,000円で、処理費は1tにつき4,000円である。よって、合計7,000円である。ただし、運賃に関しては引取施設までの距離によって変動する。

これより、J社以外は実施条件も実施実態と同じであることがわかった。

6-4-4-2 持込費用の条件

廃ガラス・陶磁器を市町村が業者の元へ持ち込む場合の費用が1tにつきそれぞれ何円なら受託可能かを記述式で答えてもらった。

C社では、廃ガラス・陶磁器共に9,600円である。ただし、C社受入条件に合致し、異物混入が無い場合である。

I社では、廃ガラスの持込費用は11,000円である。

M社では、陶磁器の持込費用は20,000円である。

X社では、廃ガラス・陶磁器共に18,000～25,000円である。ただし、排出物の品質によって変動する。

6-4-4-3 引取に行ける距離（時間）

業者から市町村へ引取に行く場合、何km以内あるいは何時間以内なら可能かを記述式で答えてもらった。

C社では、廃ガラス・陶磁器共に2時間以内であった。ただし、1回の引取重量は10t単位であり、2時間を超える場合は単価が上がる。

I社では、廃ガラスの引取に行ける条件は20km以内であった。

J社では、廃ガラス・陶磁器共に30km以内であった。

X社では、100km（3時間）以内であり、原則三重県内であるが、特に規定はなく、運送費の考慮が必要と考えられている。

6-4-4-4 回収見込み量

1市町村につき、1年間で何t以上の回収見込みがあれば受託可能かについてと全体で1年間で何t以上の回収見込みがあれば受託可能かについて記述式で答えてもらった。

C社では、廃ガラス・陶磁器共に1市町村につき、引取3回分以上で30t以上あれば可能である。また、全体では再資源化製品の利用率による。

J社では、廃ガラス・陶磁器共に500t以上、全体では800t以上で可能である。

M社では、陶磁器は1フレコン(1立米のバック)以上で可能である。また、全体としては詳細は計算していないが、採算は合っていないとのことである。X社では、廃ガラス・陶磁器共に1市町村につき、10t以上で回収可能である。

6-4-4-5 受入可能量

1年間であと何t受入可能かについて記述式で答えてもらった。

C社では、廃ガラス・陶磁器共にそれぞれあと約100t受入可能であった。ただし、陶磁器については、排出市町村自らが全量利用可能の場合に限る。

I社では、廃ガラスの受入可能量は0tであった。

J社では、廃ガラス・陶磁器を合わせてあと1,200t受入可能であった。

M社では、陶磁器は1,000tまでの処理能力があるとの回答であった。「6-3-6-3-1 2007年度の回収量について」より、回収量は160t~170tであったから、1年間であと830~840t受入可能であると考えられる。

X社では、廃ガラス・陶磁器を合わせて3,000tの処理能力があり、「5-4-6 ガラス類・陶磁器類の回収量の状況」より、廃ガラスの回収量が150t、陶磁器の回収量が300tであるから、あと2,550tの受入可能である。ただし、再商品化製品の需要によって考える。

受入可能人口

伊勢市の人口、ガラス類・陶磁器類の資源化量を参考に、上記の業者ではあと何人分の廃ガラス及び陶磁器を受け入れ可能かを求める。

伊勢市の人口は132,900人¹⁾、廃ガラスの資源化量は160t、陶磁器の回収量は240tである。よって、1人あたり、廃ガラスは $160(t) \div 132,900(人) = \text{約} 0.0012t/人(1.2kg/人)$ 、陶磁器は $240(t) \div 132,900(人) = \text{約} 0.0018t/人(1.8kg/人)$ を排出していることになる。

これより、J社(九州)では、廃ガラスと陶磁器を合わせて、あと $1,200(t) \div \{0.0012(t/人) + 0.0018(t/人)\} = 400,000$ 人分受入可能と言える。

M社(東海)では、陶磁器だけで、あと $830(t) \div 0.0018(t/人) = 461,111$ 人分受入可能と言える。

X社(三重県)では、廃ガラスと陶磁器を合わせて、あと $2550(t) \div \{0.0012(t/人) + 0.0018(t/人)\} = 850,000$ 人分受入可能と言える。

6-5 伊勢市における実施条件

6-5-1 引取費用・持込費用

引取費用が1tにつき何円までなら支出できるのかを次に示す。

ガラス類・陶磁器類共に、金額よりも、最終処分費(建設費や施設運営費を考慮した額)や最終処分場の残余量等により総合的に判断すべきことと考えられている。

また、業者の元に持ち込む場合、何円までなら運送できるかを次に示す。

ガラス類・陶磁器類共に、持込車両の購入費や維持費等を考慮し総合的に判断すべきことと考えられている。

6-5-2 回収見込量

1年間で何t以上の回収見込みがあれば、分別収集・リサイクル・再商品化に踏み切れるかを次に示す。

最終処分費（建設費や施設運営費を考慮した額）や最終処分場の残余量等により総合的に判断すべきことと考えられている。

6-5-3 資源拠点回収ステーション及び地域資源ステーションの設置との関係

「4-4-1-6 回収拠点形態別の回収量」より、ガラス類・陶磁器類の回収量の9割以上は自治会指定の場所に排出されている。

また、資源拠点回収ステーション及び地域資源ステーションを設置したにも係わらず、回収量は増加していないと考えられている。さらに、資源拠点回収ステーション及び地域資源ステーションを設置しなくても回収量は減らないと考えられている。

このことより、資源拠点回収ステーション及び地域資源ステーションの設置の有無は回収量に影響を与えないと考えられる。

ただし、伊勢市においては、「4-4-1-3 今後の設置予定数」より、景観への配慮のため、自治会指定の場所を撤去していく方針であるので、資源拠点回収ステーションと地域資源ステーションを設置する必要がある。よって、景観を保全する市町村では、ステーションを設置する必要があると考えられる。

6-6 まとめ

以下に本章の目的である「ガラス類・陶磁器類の分別収集」を現在未実施の市町村で行うためには、どのような条件が必要であるかを「費用」「回収量」などの面から明らかにすることについてのまとめを述べる。

6-6-1 費用についての条件

- 1) ガラス類・陶磁器類共に費用(リサイクル業者に支払う金額)は1tにつき10,000~20,000円掛かる。
- 2) 費用は契約期間、異物混入等によって変化することもある。
- 3) 持込の場合、1,000円ほど低額になる。

6-6-2 回収量についての条件

- 1) 1市町村単位では、ガラス類・陶磁器類共に年間1t以上で可能なところもあれば、500t

以上で可能なところもある。

- 2) 全体では、ガラス類・陶磁器類共に年間 800t 以上で可能なところもあれば、再資源化製品の利用度によるところもある。
- 3) 受入余力は、0~2,550t であった。
- 4) アンケート協力業者内であと約 171 万人分の受入余力がある。

6-6-3 ステーション設置についての条件

- 1) 回収量の 9 割以上が近場の回収拠点であることから、分別収集開始に伴って新たに回収ステーションを設置する必要はないと考えられる。
- 2) 回収箱は必要である。
- 3) 景観を保全する場合は、ステーションを設置する必要があると考えられる。

以上より、第 6 章の目的である「ガラス類・陶磁器類の分別収集」を現在未実施の市町村で行うためには、どのような条件が必要であるかを「費用」「回収量」などの面から明らかにすることについて述べたので、第 7 章では、ガラス類・陶磁器類の分別収集の効果について述べる。

<参考文献>

- 1) 都道府県別 市町村一覧(三重県)
< <http://uub.jp/cpf/mie.html> > , 2009-01-04